

造船造機統計調査・調査計画

1 調査の名称

造船造機統計調査

2 調査の目的

本調査は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。本調査は、造船調査及び造機調査に分ける。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

ア 造船調査 鋼製船舶（以下「鋼船」という。）又は鋼船以外の船舶で総トン数 20 トン以上若しくは長さ 15 メートル以上のものの製造設備又は入きょ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む。以下同じ。）

イ 造機調査 別表に掲げる船用機関等の製造又は修繕に常時 10 人以上の従業員を使用している工場

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

ア 造船調査 約 800

イ 造機調査 約 500

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

ア 造船調査 造船法第 6 条に基づく届出により全数調査を行う。

イ 造機調査 造船法第 6 条に基づく届出及び造船法施行規則第 5 条に基づく報告等により全数調査を行う。

(3) 報告義務者

ア 造船調査 3－(2)－アに規定する工場を事実上管理する者が報告するものとする。

イ 造機調査 3－(2)－イに規定する工場を事実上管理する者が報告するものとする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

本調査は、下記により実施する。ただし、下記の(1)－アの船舶には鋼船以外の船舶のうち総トン数 20 トン未満で、かつ、長さ 15 メートル未満のものを含まない。

(1) 報告を求める事項(詳細は調査票を参照)

ア 造船調査

- ・製造船舶(区分(受注、起工、進水、しゅん工)、国籍、建造許可番号、船番、船名、船質、用途、トン数区分、トン数、載貨重量トン数、船価、契約年月日、起工(予定)年月日、進水(予定)年月日、しゅん工(予定)年月日)
- ※船価については、鋼船及び鋼船以外の船舶のしゅん工時に調査を行う。
- ・修繕船舶(船質、国籍、工事区分、隻数、トン数区分、トン数、工事金額)
- ※独航不能船舶を除く。

イ 造機調査

- ・船用機関等(機種、型式)の製造高(製造月、数量、合計量区分、合計量、合計金額)、四半期末在庫高(数量、金額)及び四半期修繕高(数量、工事金額)

(2) 基準となる期日又は期間

- ア 造船調査 毎月末現在
- イ 造機調査 毎四半期末現在

6 報告を求めするために用いる方法

(1) 調査組織

国土交通省ー地方運輸局等ー報告者

(2) 調査方法(□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他(FAX))

オンライン調査は、国土交通省オンライン申請システムのほか、電子メールも含む。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。FAXについては、国土交通省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、FAXにより調査票を回収(報告者が送信)する方法により行う。なお、FAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- ア 造船調査 毎月
- イ 造機調査 四半期

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ア 造船調査 提出期限は、調査月翌月の10日
- イ 造機調査 提出期限は、調査四半期最終月翌月の10日

8 集計事項

集計事項は別添のとおりとする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

- ア 造船調査 「造船統計速報」及び「造船統計月報」としてとりまとめ、「造船統計速報」はインターネット（国土交通省ホームページ及び e-Stat）により、「造船統計月報」はインターネット（国土交通省ホームページ及び e-Stat）及び印刷物により公表する。
- イ 造機調査 「造機統計四半期速報」及び「造機統計四半期報」としてとりまとめ、「造機統計四半期速報」はインターネット（国土交通省ホームページ及び e-Stat）により、「造機統計四半期報」はインターネット（国土交通省ホームページ及び e-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

- ア 造船調査
造船統計速報：調査月終了後 2 か月以内に公表
造船統計月報：造船統計速報公表後速やかに公表
- イ 造機調査
造機統計四半期速報：調査四半期終了後 2 か月以内に公表
造機統計四半期報：造機統計四半期速報公表後速やかに公表

10 使用する統計基準

本調査は、船舶及び船用機関等を製造する工場を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票：2年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

(別添)

造船統計速報の集計事項は次のとおりとする。

- 1 用途別受注鋼船隻数及びトン数
- 2 用途別起工鋼船隻数及びトン数
- 3 用途別しゅん工鋼船隻数、トン数及び船価
- 4 鋼船修繕船舶隻数及び修繕高

造船統計月報の集計事項は次のとおりとする。

- 1 集計工場数
- 2 鋼船建造実績
- 3 強化プラスチック（木）船しゅん工実績
- 4 用途別・トン数階級別受注鋼船隻数及びトン数
- 5 用途別・トン数階級別起工鋼船隻数及びトン数
- 6 用途別・トン数階級別進水鋼船隻数及びトン数
- 7 用途別・トン数階級別しゅん工鋼船隻数、トン数及び船価
- 8 用途別・トン数階級別しゅん工強化プラスチック（木）船隻数、トン数及び船価
- 9 独航不能船舶のしゅん工隻数、トン数及び船価
- 10 船質別・国籍別修繕船舶隻数、トン数及び修繕高
- 11 地方運輸局管轄区域別建造実績及び船舶修繕実績

造機統計四半期速報の集計事項は次のとおりとする。

- 1 月別・主要機種別製造高

造機統計四半期報の集計事項は次のとおりとする。

- 1 集計工場数
- 2 月別・機種及び部品別製造高
- 3 機種別四半期末在庫高及び四半期修繕高